平成２１年（フ）第７７３号
神奈川県厚木市下荻野1137番地２　光明ハイツ２－Ｄ
債務者　藤田恵美子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７８２号
神奈川県秦野市寺山477番地の30
債務者　村井由美子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９１号
神奈川県厚木市山際873番地５　トキワハイデンス102
債務者　天野　正朗
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第７９３号
神奈川県平塚市御殿３丁目３番25―306号　平塚御殿ダイヤモンドマンション
債務者　外山　政則
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第５９３号
新潟市東区東明５丁目６番地15　マンションすみれ206号
債務者　笠原麻奈美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９７号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代南棟1410号
債務者　矢田　康彦
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９８号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代南棟1410号
債務者　保苅智恵子（旧姓矢田）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３２号
新潟市西区五十嵐２の町9007番地
債務者　古俣　圭子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３３号
新潟市東区東中野山３丁目14番６　県営石山第２住宅621号
債務者　熊倉　多恵
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４０号
新潟市北区早通北５丁目２番36―51号
債務者　小林　　保
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４３号
新潟市東区寺山１丁目13番７号　ポテンシャルＡ102号、前住所新潟市東区寺山３丁目14番５号　ライラック寺山103号
債務者　熊倉千代樹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２１９号
岐阜県多治見市弁天町２丁目33番地の１　エクシブ多治見302
債務者　北岡　正太
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２１号
岐阜県多治見市長瀬町24番地の275
債務者　末永　高信
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２２号
岐阜県中津川市駒場1579番地の38
債務者　両角　絹子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２２９号
岐阜県瑞浪市稲津町小里83番地の１
債務者　熊澤　伸久
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第２３１号
岐阜県多治見市脇之島町７丁目43番地の12
債務者　岡田　珠美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２１年（フ）第７３５２号
大阪市住之江区粉浜１丁目26番７号　エレガントコハマ406号
債務者　本間　清子（旧姓泉）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで　大阪地方裁判所第６民事部